

草津市建設工事等の指名停止等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、草津市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された業者（以下「有資格業者」という。）に対する草津市（以下「市」という。）発注の建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等業務委託（以下「工事等」という。）にかかる指名停止および指名保留（以下「指名停止等」という。）の適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定める。

(指名停止等)

- 第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員もしくは、その使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表第1、別表第2および別表第3の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、草津市建設事業審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を求め、当該各項に定める期間および期間の範囲内で、当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。ただし、別表第1第2項、第3項、第6項第3号から第6号、および別表第3第4項、第5項、第6項の措置要件にかかるものについては、委員会の意見を求めることを要しないものとする。
- 2 市長は、別表第2第4項から第8項までに掲げる措置要件を事由として指名停止を行おうとするときは、あらかじめ管轄警察署長の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の指名停止等を行ったときは、契約担当者（草津市契約規則（平成6年3月31日規則第10号）第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）は工事等の契約のための相手方の選定に際し、当該指名停止等にかかる有資格業者を入札に参加させ、または指名してはならない。当該指名停止にかかる有資格業者または当該有資格業者を構成員にする共同企業体を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

(下請負人および共同企業体の構成員に関する指名停止等)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止等の期間を基準に期間を定め、指名停止等を併せて行うものとする。
- 2 市長は、共同企業体の行った行為等について、前条第1項の規定により指名停止等を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止等の期間を基準に期間を定め、指名停止等を行うものとする。

(指名停止等の期間の始期)

第4条 指名停止等の期間の始期は、指名停止等の決定があった日とする。

(指名停止等の期間の特例)

- 第5条 有資格業者が1の事案により別表第1および別表第2の各項に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。
- 2 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。
- (1) 別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号または別表第

2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間にそれぞれ同表第1号から第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項および前2項の規定による指名停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、委員会の意見を求めて指名停止の期間を短縮することができる。

4 市長は、前項に規定する場合のほか、別表第2第3項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格業者の指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

5 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会の意見を求めて指名停止等の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、委員会の意見を求めて当該有資格業者について指名停止等を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条1項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。前条第2項の規定により加重措置の対象となり、かつ、次の各号の1に該当することとなった場合には、前条第2項により加重措置を受けた後の期間に加重をするものとする。

(1) 談合情報を得た場合または市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号または第3号の措置要件に該当したとき。

(2) 別表第2第2号または第3号に該当する有資格業者（その役員または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令または公契約関係競争等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または公契約関係競争等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。（前二号に掲げる場合を除く。）

(指名停止の承継)

第7条 指名停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

(指名停止等の通知)

第8条 市長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止等を行ったときは、様式第1号、第5条第4項もしくは同条第5項により指名停止等の期間を変更したときは様式第2号、同条第6項の規定により指名停止等を解除したときは様式第3号により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等により急施を要する等やむを得ない事由があり、他の業者に施工させることができないと認められるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注等の工事等の全部もしくは一部を下請し、または受託することを承認してはならない。ただし、指名停止の事由が別表第1の第2項、第3項および第6項第3号から第6号に該当する場合はこの限りではない。

(指名停止等以外の措置)

第11条 市長は、別表第3の各項に掲げる措置要件に該当しない場合で、契約の相手方として不適当であると認められるときは、委員会の意見を求めて当該有資格業者を指名の対象外とし、現に指名しているときは指名を取り消すことができるものとする。

2 市長は、指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第12条 第2条第1項もしくは第3条の規定による指名停止等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項および次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号または名称ならびに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨および理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
- (2) 指名保留 当該指名保留の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第13条 市長は、苦情の申立てがあつたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（草津市の休日を含める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 市長は、前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下できるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、その申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第14条 前条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内（前条第1項の回答をした日の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、当該回答をした日の翌日から起

算して2週間以内)

(2) 指名保留 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内

3 市長は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに草津市入札監視委員会に諮問するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第15条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、草津市入札監視委員会の答申を踏まえ、答申を受けた翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められた場合にあつては、その旨およびこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要

(2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあつては、その旨および理由

3 市長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(その他)

第16条 この基準に定める指名停止等に関する事務は、契約検査課において処理する。

2 この基準に定めのない事項については、市長が委員会の意見を求めて決定する。

付 則

1 この基準は、平成14年6月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

1 この基準は、平成17年6月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

1 この基準は、平成19年6月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

3 改正後の別表第2第3項の規定は、この基準の施行日以後に、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「改正法」という。）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定により逮捕され、もしくは公正取引委員会から告発されたもの、または排除措置命令もしくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものまたは改正法による改正前の独占禁止法の規定により告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この基準は、平成20年8月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成30年6月1日から施行する。ただし、第2条中の別表第3第6項の規定は、平成30年10月1日から適用する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行日以降にかかる措置について適用し、同日前の処分については、従前の例による。

別表第1 工事等に基づく措置基準

措置要件	指名停止にかかる期間
(虚偽記載)	
1 市発注の工事等にかかる競争入札および随意契約に関する提出書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6月
(工事の施工等)	
2 市発注の工事等の施工にあたり、草津市建設工事執行規則に規定する監督員および検査員の工事評定点数の合計点(以下「評定点数」という。)が次に該当するとき。	
(1) 50点未満	12月
(2) 50点～54点	6月
3 市発注の工事等の施工にあたり、過去1年間において施工した工事の評定点数が55点～59点で、当該評定が2回に及ぶとき。ただし同期間中に当該評定が3回以上に及ぶときは、1回につき右の期間を加算する。	4月 2月
4 工事を粗雑にし、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により、監督処分されたとき。	
(1) 市発注の工事の場合	4月
(2) 市発注以外の県内の工事(以下「一般工事」という。)の場合	2月
5 市発注の工事等の施工にあたり、工事監督員の指示に従わず命令を受けたとき。	6月
(市発注の工事等の契約違反)	
6 市発注の工事等の施工にあたり、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6月
(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3月
(3) 31日以上の履行遅滞があったとき。	5月
(4) 21日以上30日以内の履行遅滞があったとき。	3月
(5) 11日以上20日以内の履行遅滞があったとき。	2月
(6) 1日以上10日以内の履行遅滞があったとき。	1月

措置要件	指名停止にかかる期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>7 市発注の工事等の施工にあたり、安全管理措置が不適切であったため、原則として次の①、②いずれかに該当するものを除き、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。</p> <p>① 事故の原因が作業員個人の責に帰するものであって、請負人には責任がないと認められる場合</p> <p>② 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>安全管理措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に履行していない場合、または発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。ただし、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合は、これによることとする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合</p>	<p>6月 3月</p>
<p>8 県内の一般工事等の施工にあたり、安全管理措置が不適切であったため、原則として次の①、②いずれかに該当するものを除き、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。</p> <p>① 事故の原因が作業員個人の責に帰するものであって、請負人には責任がないと認められる場合</p> <p>② 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>安全管理措置が不適切であると認められるのは、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合は、これによることとする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合</p>	<p>6月 3月</p>

措置要件	指名停止にかかる期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>9 市発注の工事等の施工にあたり、安全管理措置が不適切であったため、原則として次の①、②いずれかに該当するものを除き、工事等関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたとき。</p> <p>① 事故の原因が作業員個人の責に帰するものであって、請負人には責任がないと認められる場合</p> <p>② 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>安全管理措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に履行していない場合、または発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。ただし、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合は、これによることとする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた場合 (2) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2月 1月</p>
<p>10 県内の一般工事等の施工にあたり、安全管理措置が不適切であったため、原則として次の①、②いずれかに該当するものを除き、工事等関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたとき。</p> <p>① 事故の原因が作業員個人の責に帰するものであって、請負人には責任がないと認められる場合</p> <p>② 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>安全管理措置が不適切であると認められるのは、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合は、これによることとする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた場合 (2) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2月 1月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止にかかる期間
<p>(贈賄等)</p> <p>1 有資格業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄罪または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市の職員 24月</p> <p>(2) 県内の他の公共機関の職員 18月</p> <p>(3) 近畿府県内の他の公共機関の職員 12月</p>	
<p>(談合または競売入札妨害)</p> <p>2 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する工事等に関し、談合罪または競売入札妨害罪の容疑により逮捕、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市 24月</p> <p>(2) 県内の他の公共機関 18月</p> <p>(3) 近畿府県内の他の公共機関 12月</p>	
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 逮捕され、または公正取引委員会から刑事告発されたとき。</p> <p>ア 市 12月</p> <p>イ 県内の他の公共機関 9月</p> <p>ウ 近畿府県内の他の公共機関 6月</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>ア 市 9月</p> <p>イ 県内の他の公共機関 6月</p> <p>ウ 近畿府県内の他の公共機関 3月</p>	
<p>(暴力団関係者)</p> <p>4 有資格業者、有資格業者の役員または有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	12月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで

措置要件	指名停止にかかる期間
5 業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために、有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
6 いかなる名義をもってするかを問わず、有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
7 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
8 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者等から強迫を受けている場合を除く。	2月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
(不正または不誠実な行為)	
9 別表第1および前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる不正または不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 市発注の工事等の入札に関し、執行者の指示に従わないとき。	2月
(2) 市発注の工事等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。	6月
(3) 有資格業者または有資格業者の役員、その他担当の責任の地位にある者が、工事等にかかる業務に関し暴力行為を行い、逮捕、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	9月
(4) 有資格業者が業務に関し、脱税行為により逮捕、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3月
(5) 有資格業者が県内において行った行為等において、業務関連法令、労働者使用関連法令および環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。	2月

<p>(6) 市発注の工事等の施工にあたり、第三者から不当な介入（不当要求または業務妨害）を受けたにもかかわらず、故意または過失により発注者への報告および警察への通報をしなかったとき。</p> <p>(7) 上記の理由のほか、触法行為その他反社会的または信用失墜行為等があったと認められ、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>1月 ～24月</p>
--	------------------------------

別表第3 指名保留にかかる措置基準

措置要件	指名保留にかかる期間
1 銀行の当座取引停止処分または下請代金等の不払い等があり、経営不振に陥ったと認められるとき。	必要と認める期間
2 工事等の契約もしくは施工等に関し刑事事件等に発展する可能性があるとして認められるとき。	必要と認める期間
3 業者またはその役員が本市に対して負担する義務を履行しなかったとき。	必要と認める期間
4 施工した工事等の評定点数が55点～59点であるとき。	1 入札日
5 契約の履行にあたり、工事監督員の指示に従わず警告を受けたとき。	1 入札日
6 その他、市長が特に必要と認めたとき。	必要と認める期間

番 号
年 月 日

様

草津市長

指名の停止（保留）について（通知）

草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に基づき、下記のとおり草津市が発注する工事等に関する契約にかかる指名を停止（保留）することとしたので通知します。

記

1 停止（保留）事由

2 停止（保留）期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

番 年 月 号
日

様

草津市長

指名の停止（保留）期間の変更について（通知）
年 月 日付け、草契発第 号で通知したあなたに対する指名の停止（保留）については、下記のとおり期間を変更したので通知します。

記

1 変更事由

2 変更後の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

番 号
年 月 日

様

草津市長

指名の停止（保留）の解除について（通知）
年 月 日付け、草契発第 号で通知したあなたに対する指名の停止（保留）については、下記のとおり解除したので通知します。

記

1 解除事由

2 解除日 年 月 日